

事業主 各位  
社会保険事務代行者 各位

日本金属プレス工業厚生年金基金

適用関係届書の添付書類に関する事務のお取扱いについて

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

基金の事業運営につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、旧社会保険庁から、平成21年3月17日付で「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生を防止するための適正な事務処理の徹底について(平成21年庁保険発第0317001号社会保険庁運営部年金保険課長通知)」が発出され、同日から適用されているところです。

なお、「日本年金機構の設立に伴う既存通知等の取扱い等について(平成22年年発0101第2号厚生労働省年金局長通知)」によって、厚生労働省年金局担当課長発出の通知として読替えられ、本件は現在も有効な通知とされております。

本件につきましては、旧社会保険事務所(年金事務所)を通じて、予めご承知のこととは存じますが、ご照会が多数お見受けいたしますので、このたびお知らせいたします。

つきましては、厚生年金保険被保険者記録並びに厚生年金基金加入員記録の適正な管理に資するため、下表のとおり、適用関係届書に所定の書類を添えてお届けいただきたく、ご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

【適用関係届書に関する主な添付書類一覧表】平成21年3月17日から適用

| 届書                      | 添付書類が必要な場合   | 添付書類   |
|-------------------------|--|--|
| 資格取得届<br>資格喪失届          | 定年退職又は契約期間満了に伴う再雇用(60歳以上65歳未満)における同日付の資格喪失届と資格取得届の特例的な取扱い  | 定年退職又は契約期間満了であることを確認できる書類<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則の写し</li> <li>・退職辞令の写し</li> <li>・その他事業主による証明</li> </ul> } いずれか一つ<br>※社会保険労務士が代行して提出する届書の場合には…<br>「就業規則の写し」又は「退職辞令の写し」の添付は省略可 |
| 資格取得届<br>資格喪失届<br>月額変更届 | 事実発生(資格取得日、資格喪失日、改定年月の1日)が受付日から60日以上遡る場合<br>(例1) 資格取得日が「平成23年2月1日」の資格取得届を平成23年4月2日以降に提出した場合<br>(例2) 改定日が「平成23年2月」の月額変更届を平成23年4月2日以降に提出した場合 | 定年退職又は契約期間満了であることを確認できる書類<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金台帳の写し</li> <li>・出勤簿の写し</li> </ul> } いずれも必要<br>※ なお、資格喪失届と月額変更届に関して、被保険者(加入員)が役員の場合には…<br>・取締役会議事録の写し                          |
| 月額変更届                   | 標準報酬月額(報酬標準給与)が大幅(当分の間、原則として5等級以上)に引き下がる場合<br>※① 平成21年3月17日からの取扱い<br>※② 5等級未満であっても、必要に応じて、事実確認のため添付  | ・賃金台帳の写し<br>※ なお、被保険者(加入員)が役員の場合には…<br>・取締役会議事録の写し   |
| 生年月日訂正届                 | 生年月日を訂正する場合  | ・年金手帳及び加入員証<br>年金手帳及び加入員証を紛失している場合は、各々の「再交付申請書」も添付   |